第2カントリービラ青梅 指定居宅介護支援事業運営規程

社会福祉法人 長渕福祉会

第2カントリービラ青梅 居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 長淵福祉会が開設する 第2カントリービラ青梅(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員」という)が、要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保 健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援 事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 第2カントリービラ青梅
 - (2) 所在地 東京都青梅市長淵1丁目939番地の1 (介護老人福祉施設 第2カントリービラ青梅内)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1)管理者 1人(介護支援専門員兼務)

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を 遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1人以上

指定居宅介護支援の提供に当たる。担当利用者数は、45人を上限とする。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、及び12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前8時50分から午後5時40分までとする。
 - (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

- 第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものする。
 - (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内(必要に応じて居宅訪問を実施)
 - (2)使用する課題分析票の種類 三団体方式等
 - (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内(必要に応じて居宅)
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上
- (5) モニタリングの結果記録 月1回以上
- 2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、青梅市内全域とする。

第8条 (賠償責任)

- 1. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

連絡先 第2カントリービラ青梅居宅介護支援事業所 0428-21-5531

第9条 (苦情・ハラスメント処理)

事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた 指定居宅サービス等 (第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な 措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な 改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第10条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努め る。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原 則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第11条 利用者の人権擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修 を実施するための措置を講じる。虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の処置を講じる。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができる) を設置する。
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

第12条 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得

た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り 組みを積極的に行います。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2)継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった 後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むこととする。
- 4 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越 的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定居宅 介護支援を提供した日をいう。)から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人長淵福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1 この規定は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、準備要介護認定等に係る準備居宅サービス計画の作成等については、平成12年2月1日から行う ものとする。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。